

## 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画

平成25年 7月 8日

コンプライアンス推進本部

### 1. はじめに

国土交通省においては、平成17年の鋼橋上部工事の談合事件を契機として、各地方整備局等に対して、発注者綱紀保持委員会を設置し、発注者綱紀保持規程を定めて、公共工事における談合等の不正行為を排除するため様々の取組を行うよう、周知徹底がなされた。

また、平成19年の水門談合事件を契機として職員のコンプライアンス意識の徹底を図る観点から発注者綱紀保持マニュアルを作成し周知徹底を図ることとされた。

国土技術政策総合研究所では、平成18年3月に外部からの有識者の参加を得て「発注者綱紀保持委員会」を開催のうえ、同年7月に「発注者綱紀保持規程」を制定した、さらに平成19年9月には、「発注者綱紀保持マニュアル」を策定し、職員周知を図るとともに、不正が起こりにくい入札契約制度への見直しを行ってきたところである。

しかしながら、平成24年10月17日に公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において「当面の再発防止について」が取りまとめられたことを踏まえ、「国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画」を策定して、コンプライアンス活動の推進について、取り組みの強化を図ることとする。

### 2. 国土技術政策総合研究所における推進体制の整備

平成18年3月31日付けで設置した「発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し、平成25年5月7日付けで「国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置して組織内部における推進体制の強化を図るとともに、同日付けで、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある外部委員による「国土技術政策総合研究所コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会に対して取り組み状況の説明等を行い、その意見を伺いながら、コンプライアンスに係る施策の推進に当たることとする。

### 3. 平成25年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画

#### (1) 職員の意識改革

##### ① 研修等において、コンプライアンスに係る講義を実施・・・・・・・・・・【強化】

所内研修等における機会を活用して、コンプライアンスに係る講義項目（内容）等をカリキュラムに加えた計画を策定し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図るものとする。

《平成25年度6月以降に実施計画されている研修・講習会》

②担当職員によるコンプライアンス講習会の実施・・・・・・・・・・【強化・新規】

国家公務員法、倫理規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、これらを担当する職員を講師としてコンプライアンスに関する所内講習会を開催することとする。

③外部講師（公正取引委員会等）によるコンプライアンス等に関する講習会を開催する。（幹部職員、幹部職員以外別に開催予定）・・・・・・・・・・【新規】

④コンプライアンス・ミーティングの実施・・・・・・・・・・【新規】

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことにより、関係法令等の遵守及び法令背後にある社会的要請に応える意識の滋養を目的に、コンプライアンスミーティングを実施する。各課・室等において、会議、打合せ等の機会を活用し、コンプライアンス推進本部が提示する事例について、職員相互の意見交換を行い、その実施状況を報告させるとともにその内容等を精査したうえで、推進計画に反映するものとする。

(2) 発注者綱紀保持の徹底・・・・・・・・・・【継続】

高知事案では、事業者や事業者団体との対応の問題が副所長個人の判断に任せられ、発注者綱紀保持規程の趣旨が十分に職員に浸透されていなかったことを踏まえて、現在の発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応について、以下の取り組みを行うものとする。

①事業者等との対応・・・・・・・・・・【継続】

職員に対して、各種会議等の機会において、規程第5条に規定する事業者等との応接に係るルールを徹底する。特に発注者綱紀保持マニュアル等を活用し、発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応接に係るルール等について、できるだけ実例を掲げたうえで、徹底を図るものとする。

②幹部会等における事例紹介・・・・・・・・・・【強化】

幹部会等における会議等の機会にコンプライアンスに係わる事例紹介を行い意見交換を実施する機会をできる限り行うものとする。

(3) 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底・・・・・・・・・・【継続】

①入札・契約手続きの見直し・・・・・・・・・・【新規】

技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで情報漏洩の防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。

②情報管理の徹底・・・・・・・・・・【強化】

入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化の実施に向けて検討を開始する。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報管理の徹底を図る。

(4) 公的研究費の適正な執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【強化】

国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、補助条件の遵守を徹底するとともに、更に内部監査を強化し適正な執行を図る。

(5) システム情報管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・【強化】

情報システムについてセキュリティ対策の確実な実施を行うとともに、職員における情報セキュリティポリシーの確保に向けた講習会及び標的型メール攻撃に対する訓練等を実施する。また、国土交通省内において、情報の誤送信等の事案が複数生じていることを踏まえ、その対策等の周知徹底を図る。

(6) 外部相談窓口の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

発注者綱紀保持規程では、「職員は、発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた時は、速やかに発注者綱紀保持事務担当者である「総務課長・管理課長」への報告を義務づけていますが、報告を行った職員が特定されないことを希望する場合には、外部相談の窓口として発注者綱紀保持担当弁護士に報告することができることなどについて、職員に周知徹底を図り、職員が一人で抱え込まないような環境を図るものとする。

(7) 推進計画の実施状況のとりまとめ・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・【新規】

推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況を取りまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会との了承を得て公表するものとする。公表の方法は国土技術政策総合研究所HPに掲載して行うものとする。